

## 新座市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する要領

(平成21年4月1日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、市が締結する次に掲げる契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加するものに必要な資格等について定めるものとする。

- (1) 建設工事の請負の契約
- (2) 建設工事に係る設計、調査及び測量の業務（以下「設計・調査・測量」という。）の委託の契約
- (3) 道路、河川、苑地及び下水道の維持管理業務（以下「土木施設維持管理」という。）の委託の契約

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 年度 4月1日から翌年の3月31日までをいう。
- (2) 資格審査 この要領で定める競争入札の参加資格に関する市長の審査をいう。
- (3) 資格者名簿 新座市建設工事等競争入札参加資格者名簿をいう。
- (4) 新規申請 資格者名簿に登載されていない者が新たに資格審査を受けようとする場合及び資格者名簿に登載されていない業種又は業務について新たに資格審査を受けようとする場合の申請をいう。
- (5) 更新申請 資格者名簿に登載されている者が資格者名簿に登載されている業種又は業務について資格審査を受けようとする場合の申請をいう。
- (6) 資格審査基準日 資格審査を行うに当たり、基準として定める日をいう。
  - ア 建設工事の請負に係る資格審査の資格審査基準日  
申請時において有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）の審査基準日（複数ある場合は、審査基準日が直近のもの）
  - イ 建設工事の請負以外の資格審査の資格審査基準日  
申請時において直近の決算日（決算手続が終了している日付のもの）
- (7) 埼玉県電子入札共同システム 新座市電子入札運用基準（平成21年4月1日市長決裁）に規定する埼玉県電子入札共同システムをいう。

(参加資格者)

第3条 競争入札に参加することができる者は、資格審査を受け、資格者名簿に登録された者とする。

2 資格者名簿に登載された者が、次条第5項各号のいずれかに該当するときは、競争入札に参加することができない。

3 建設工事の請負において、資格者名簿に登載された者が、当該名簿に登載された業種について次の各号のいずれかに該当するときは、当該業種に係る競争入札に参加することができない。

(1) 建設業法第3条第1項に規定する許可（以下「許可」という。）を受けていないとき。

(2) 経営事項審査を受けていないとき。

4 測量業務において資格者名簿に登載された者が、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録（以下「測量業者登録」という。）を受けていないときは、当該業務に係る競争入札に参加することができない。

5 建築関連コンサルタント業務について資格者名簿に登録された者が、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録（以下「建築士事務所登録」という。）を受けていないときは、当該業務に係る競争入札に参加することができない。

（建設工事の請負に係る資格審査の実施）

第4条 建設工事の請負に係る新規申請の資格審査は、毎年度1回以上実施するものとする。

2 建設工事の請負に係る更新申請の資格審査は、隔年度に1回実施するものとする。

3 前2項に規定する資格審査の受付方法及び受付期間は、新座市ホームページに掲載する。

4 建設工事の請負に係る資格審査は、業種ごとに行うものとする。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、建設工事の請負に係る資格審査を受けることができない。

(1) 令第167条の4第1項の規定に該当する者

(2) 新座市契約規則（昭和50年新座市規則第15号）第13条（同規則第30条において準用する場合を含む。）の規定により市の競争入札に参加させないこととされた者

(3) 第14条第1項第4号若しくは第5号又は同条第2項第2号の規定により資格を抹消され、当該抹消の日から2年を経過しない者

(4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法

律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、市長が不適格であると認める者

- (5) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出を行っていない者(当該届出を要しない者を除く。)
  - (6) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出を行っていない者(当該届出を要しない者を除く。)
  - (7) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出を行っていない者(当該届出を要しない者を除く。)
- 6 次の各号のいずれかに該当する業種については、建設工事の請負に係る資格審査を受けることができない。
- (1) 許可を受けていない業種
  - (2) 資格審査基準日において有効な経営事項審査に基づく総合評定値の通知を受けていない業種
- 7 次に掲げる場合は、その資格の有効期間内において資格審査を受けることができない。
- (1) 一度資格審査を受けた業種を他の業種に変更しようとする場合
  - (2) 一度資格審査を受けた業種について、再度資格審査を受けようとする場合
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める場合
- 8 建設工事の請負に係る資格審査を受けることができる業種の数、主たる営業所及び代理人を置く営業所と合算して5以内とする。この場合において、営業所ごとに同じ業種について資格審査を受けることはできない。

(建設工事の請負以外に係る資格審査の実施)

第5条 設計・調査・測量に係る資格審査は、建築関連コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント、建設コンサルタント、測量及びその他の業務ごとに行うものとする。

- 2 測量業者登録を受けていない者は、測量業務の資格審査を受けることができない。
- 3 建築士事務所登録を受けていない者は、建築関連コンサルタント業務の資格審査を受けることができない。
- 4 前条第1項から第3項まで、第5項(第1号から第4号までに係る部分に限る。)及び第7項の規定は、設計・調査・測量に係る資格審査に準用する。
- 5 前条第1項から第3項まで、第5項及び第7項の規定は、土木施設維持管理に係る資格審査に準用する。

(資格審査申請)

第6条 新規申請をしようとする者は、申請の区分に応じて別に定める資格審査申請書を別に定める期間内に提出しなければならない。

- 2 新規申請をしようとする者が埼玉県電子入札共同システムに登録されている場合においては、次項の規定による方法で申請しなければならない。
- 3 更新申請をしようとする者は、申請の区分に応じて埼玉県電子入札共同システムを利用して市長に申請しなければならない。
- 4 前3項の規定による申請に当たっては、申請の区分に応じて別に定める書類を添付（前2項の規定による申請にあつては、速やかに提出）しなければならない。
- 5 第1項から第3項までの規定による申請に使用できる漢字は、J I S第1水準及び第2水準とする。申請内容（人名及び法人名を含む。）においてこれ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又は片仮名に置き換えるものとする。
- 6 営業所に代理人を置く場合は、代理人が資格審査の申請を行わなければならない。

(代理人)

第7条 資格審査を受けようとする者（資格審査を申請した者を含む。）の代理人は、次のとおりとする。

(1) 建設工事の請負に係る代理人

- ア 資格審査を受けようとする業種ごとに置くことができる。ただし、その数は、1業種につき1人とする。
- イ 資格審査を受けようとする業種について許可を受けている営業所に置くこと。

(2) 設計・調査・測量に係る代理人

- ア 資格審査を受けようとする業務ごとに置くことができる。ただし、その数は、1業務につき1人とし、5人以内とする。
- イ 測量業務については、測量業者登録を受けている営業所に置くこと。
- ウ 測量業務について資格審査を受けようとする場合において、本店において測量業者登録を受けていないときは、測量業者登録を受けている営業所に置くこと。
- エ 建築関連コンサルタント業務については、建築士事務所登録を受けている事務所に置くこと。
- オ 建築関連コンサルタント業務について資格審査を受けようとする場合に

において、本店において建築士事務所登録を受けていないときは、建築士事務所登録を受けている事務所に置くこと。

(3) 土木施設維持管理に係る代理人

代理人の数は、1人とすること。

(審査及び等級別格付)

第8条 建設工事の請負については、資格審査基準日における経営事項審査の項目を審査し、経営事項審査の総合評定値をもとにA、B、C及びDの4等級に区分して格付を行うものとし、各等級における数値は、次のとおりとする。

区 分	A	B	C	D
土木一式工事	1,000点以上	1,000点未満 800点以上	800点未満 600点以上	600点未満
舗装工事				
建築一式工事				
電気工事				
管工事				
その他の工事	市長がその都度定めた数値			

2 建設工事の請負以外については、次に掲げる項目を審査するものとする。

(1) 資格審査基準日を含む直近2年の各営業年度における資格審査申請業務に係る年間平均実績高

(2) 資格審査基準日における自己資本額

(3) 資格審査基準日における職員数

(資格審査結果の公表)

第9条 市長は、前条の規定による資格審査の結果を、契約事務担当課において閲覧に供するものとする。

(資格者名簿への登載)

第10条 市長は、第8条の規定による資格審査を受けた者を資格者名簿に登載するものとする。

(参加資格の有効期間)

第11条 新規申請による資格審査を受けた者に係る参加資格の有効期間は、資格を認定した日からその直前の更新申請による資格審査を受けた者に係る参加資格の有効期間の末日までとする。

2 更新申請による資格審査を受けた者に係る参加資格の有効期間は、資格審査を実施した年度の翌年度の初日から2年間とする。

3 第13条第1項又は第2項による再審査を受けた者に係る参加資格の有効期間は、再審査時における有効期間の残存期間とする。

(変更等の届出)

第12条 資格審査を受けた者は、次に掲げる事項に変更があったときは、直ちに埼玉県電子入札共同システムを利用して市長に届け出るとともに、別に定める関係書類を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所（建設工事の請負にあっては、主たる営業所の所在地を含む。）、電話番号、ファクシミリ番号又は電子メールアドレス
- (3) 法人の代表者
- (4) 事業主又は法人の代表者の役職名又は氏名
- (5) 代理人
- (6) 代理人を置く営業所の所在地、電話番号、ファクシミリ番号又は電子メールアドレス
- (7) 代理人の役職名又は氏名
- (8) 建設業の許可番号
- (9) 登録（測量業者登録及び建築士事務所登録に限る。）の有無

2 資格審査を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに別に定める関係書類を添えて、書面により市長に届け出なければならない。

- (1) 第4条第5項第1号に該当する者となったとき。
- (2) 死亡（法人においては解散）したとき。
- (3) 営業停止命令を受けたとき。
- (4) 営業の休止、再開又は廃止をしたとき。
- (5) 金融機関に取引を停止されたとき。
- (6) 代理人の設置又は廃止その他契約締結権限を変更しようとするとき。
- (7) 建設業の許可区分に変更があったとき。
- (8) 建設業の許可の廃止があったとき。
- (9) 中小企業等協同組合等にあつてはその組合員（資格者名簿に登載されている者に限る。）の変更があったとき。
- (10) 官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合等として資格審査を申請した者が、官公需適格組合の証明を受けられない者となったとき。
- (11) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てを行ったとき、更生手続開始の決定があったとき及び更生計画の認可がなされたとき。
- (12) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の

申立てを行ったとき、再生手続開始の決定があったとき及び再生計画の認可がなされたとき。

(参加資格の再審査)

第13条 第4条第7項の規定にかかわらず、相続、合併、分割又は営業譲渡により、資格審査を申請した者から当該営業の一切を継承した者が、その参加資格を承継しようとするときは、競争入札参加資格再審査申請書に別に定める関係書類を添えて、再審査の申請を行わなければならない。

2 第4条第7項の規定にかかわらず、資格者名簿に登載された者で、会社更生法の規定により更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定により再生手続開始の決定をされた者は、競争入札参加資格再審査申請書に別に定める関係書類を添えて、再審査の申請を行うことができる。

(資格者名簿からの抹消)

第14条 市長は、資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該名簿から抹消するものとする。

- (1) 第4条第5項第1号、第2号又は第4号に該当する者となったとき。
- (2) 死亡（法人においては解散）してから90日を経過したとき。
- (3) 金融機関に取引を停止されたとき。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号の規定に違反して公正取引委員会から告発、排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合で極めて悪質であると市長が認めたとき。
- (5) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第2項の規定により逮捕又は逮捕を経ずに起訴された場合で極めて悪質であると市長が認めたとき。

2 市長は、資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該名簿から抹消することができる。

- (1) 第12条第1項又は同条第2項（第3号、第4号及び第7号から第10号までに係るものに限る。）の規定による届出を怠ったとき。
- (2) 申請内容に虚偽があったとき。

3 市長は、資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該業務又は業種について当該名簿から抹消するものとする。

- (1) 建設工事の請負にあつては、当該名簿に登載されている業種についての許可を受けていない者となつてから新たに許可を受けることなく90日を経過したとき。
- (2) 測量業務にあつては、測量業者登録を受けていない者となつてから新たに

測量業者登録を受けることなく90日を経過したとき。

(3) 建築関連コンサルタント業務にあっては、建築士事務所登録を受けていない者となってから新たに建築士事務所登録を受けることなく90日を経過したとき。

(4) 資格者名簿に登載されている業務又は業種について、その営業を廃止したとき又は当該名簿からの抹消を申し出たとき。

(資料提出等の請求)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、この要領に定めるもののほか、資格審査を申請した者に対し、その都度、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

(様式)

第16条 この要領に係る書面の様式は、埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成6年埼玉県告示第1108号）に定めるところによる。ただし、同規程において定めていない様式は、財政部長が別に定める。

(委任)

第17条 この要領に定めるものを除くほか、建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関し必要な事項は、財政部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成21年4月1日から実施し、同日以後に第11条に規定する参加資格の有効期間が開始となる者について適用する。

2 建築関連コンサルタント業務については、当分の間、第3条第5項、第5条第3項、第7条第2号エ及びオ並びに第14条第3項（第3号に該当するときに限る。）の規定は、適用しない。

附 則（平成23年4月1日市長決裁）

この要領は、決裁のあった日から実施する。

附 則（平成28年8月9日市長決裁）

この要領は、決裁のあった日から実施する。

附 則（平成29年12月28日市長決裁）

この要領は、平成30年1月1日から実施する。

附 則（平成30年8月31日市長決裁）

この要領は、決裁のあった日から実施する。

附 則（令和元年12月2日市長決裁）

この要領は、令和元年12月14日から実施する。

附 則（令和3年12月1日市長決裁）

この要領は、決裁のあった日から実施する。

附 則（令和４年３月３０日市長決裁）

この要領は、令和４年４月１日から実施する。

附 則（令和４年８月２４日市長決裁）

この要領は、令和４年９月１日から実施し、新座市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する要領第１１条に規定する参加資格の有効期間が令和５年４月１日以後に開始となる者について適用する。

附 則（令和８年６月１６日市長決裁）

この要領は、決裁のあった日から実施する。